

中野区こども誰でも通園制度

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

1 制度背景と目的

制度背景

- ▶ 乳幼児期の子どもは、様々な人やもの、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていく。子どもが人生の最初の一步を健やかに踏み出せるよう、**社会全体で支え、応援していくことが重要**である。
- ▶ 一方、**0～2歳児の約6割が未就園児**であり、こうした子どもを育てる家庭においては、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えるケースがあり、**保護者支援の強化**が求められている。

目的

- ▶ 全ての子どもの育ちを応援し、**こどもの良質な成育環境**を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されることとなった。
- ▶ 本制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる**ものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定するとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定し、**令和8年度から本格実施**された。制度は給付として実施されることにより一定の権利性を有するほか、全国の自治体において共通に実施されるものである。

2 制度概要・利用の流れ

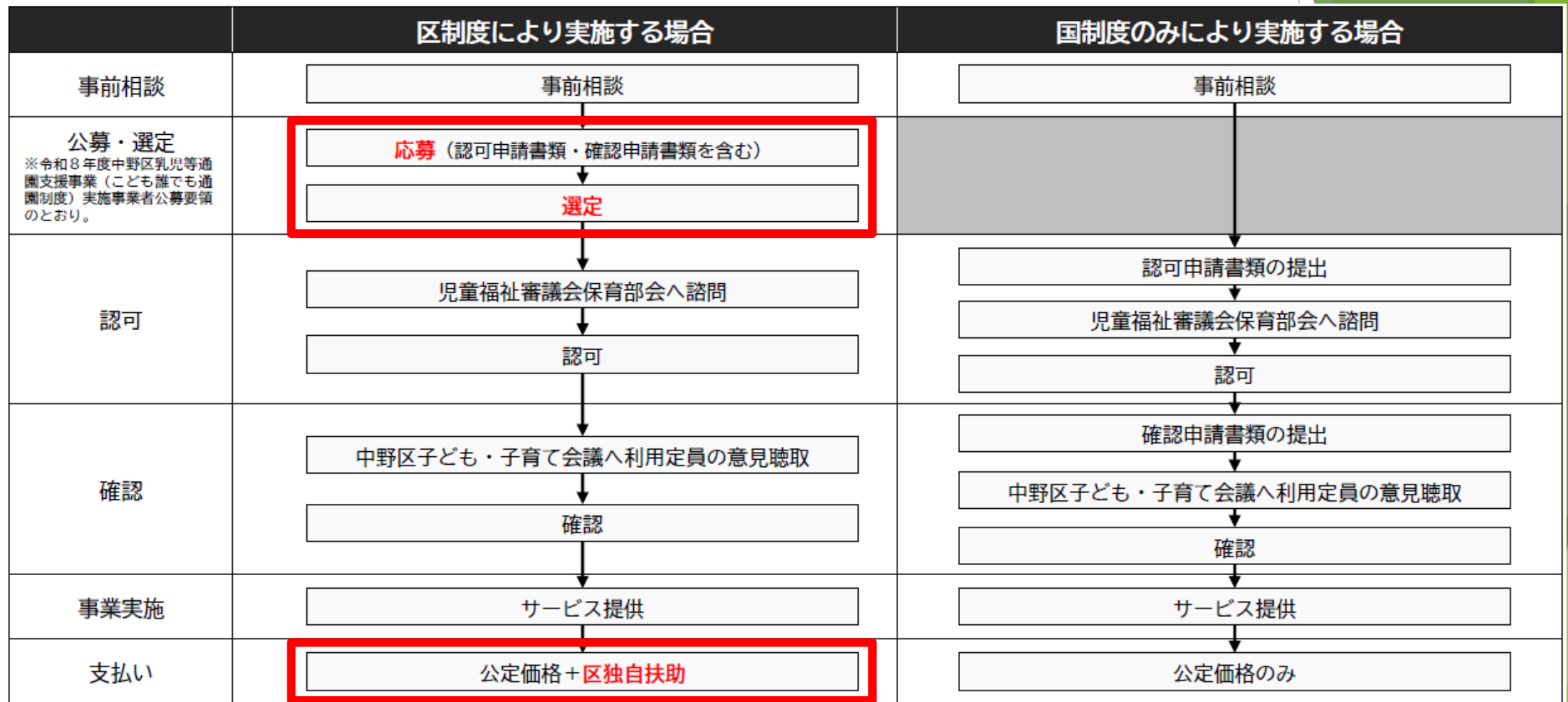
制度概要

	国制度	中野区制度
対象児童	・ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園していないこと ・ 生後6か月から3歳に達する日の前日(3歳の誕生日の前々日)まで	・ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園していないこと ・ 生後6か月から3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)以後最初の3月31日まで
利用時間	子ども1人当たり月10時間まで	子ども1人当たり 最大月80時間 まで ※ 10時間から80時間までの範囲で事業者が定める
利用料金	実施施設が定めた料金(1時間300円程度)	0円
実施施設	右記に加え、認可事業所内保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たさない施設を除く。)、児童発達支援センター等	認可保育所、認定こども園、認可小規模保育事業所、認可家庭的保育事業所 ※ 上記施設を対象に実施事業者の公募を実施

利用の流れ

- ① 認定申請・認定証の受領 …[LoGoフォーム](#)から認定申請を行い、対象要件を満たした場合は、区から認定証が交付されます。
- ② 実施施設に利用申込 …本事業を実施する区内外の施設に対し、区民が直接申込みを行います。
- ③ 利用者の決定 …事業者は抽選等の公正な方法によって利用者を決定します。
- ④ 初回面談・契約 …子どもの健康状態や生活状況等について施設へ伝えるとともに、施設から利用方法や注意事項等の説明を受け、利用に向けた調整を行います。
- ⑤ 施設の利用 …あらかじめ予約した日時に施設を利用します。

3 事業者公募の流れ



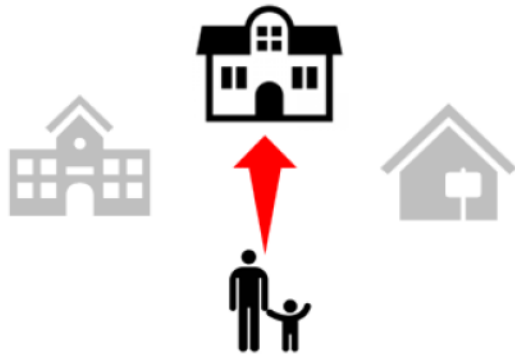
区が実施する公募に選定され、国制度の内容を超えて事業を実施する事業者は、中野区乳児等通園支援事業扶助要綱（2026年中野区要綱第72号）に基づき、運営費等の経費の一部について支給を受けることができます。なお、国制度の内容のみにより事業を実施することも可能ですが、その場合は、本公募の選定を受けることはできず、当該扶助要綱による区独自の上乗せ支給を受けることはできません。

4 利用パターン

国は、利用パターンの設定に当たっては、それぞれの利用パターンの特徴や留意点を念頭に、地域の状況等を踏まえ、利用方法を選択することとしておりますが、中野区においては、こどもの成長を支援するために「**定期利用**」を選択し、実施事業者の公募を行っています。

定期利用

利用する事業所を限定したり、
さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、
特定の事業所を利用する方法。



※定期利用を行うことによって、保育者とこどもの関係が構築される・保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

柔軟利用

こどもの状況や保護者のニーズに合わせた
利用方法で、こどもに合う事業所を見つけるまで
の利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の
利用等について、柔軟に利用する方法。

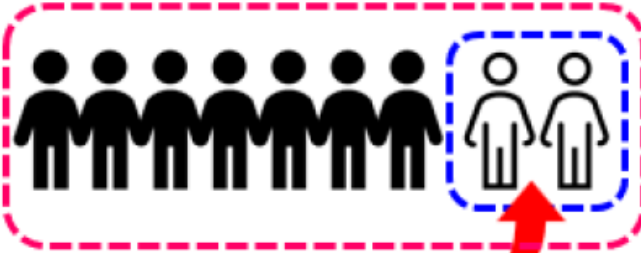


※保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられる。

5 実施方式

余裕活用型

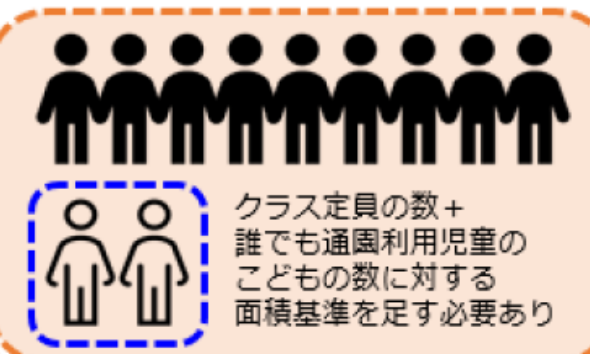
例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1



2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

一般型
(在園児合同)

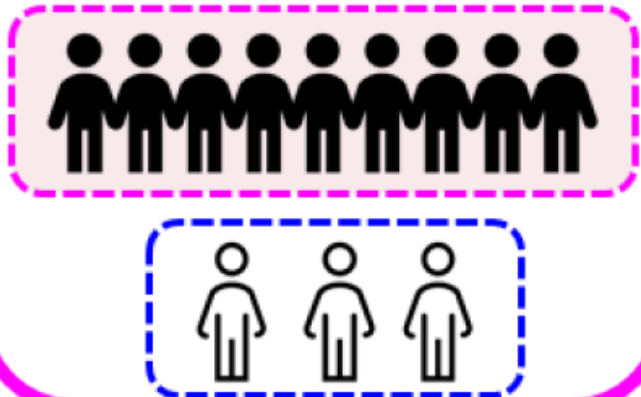
例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。※2



クラス定員の数+
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

一般型
(専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。※3



区分		内容	
余裕活用型	一般実施 【中野区独自】	本体の保育事業の <u>空き定員を活用</u>	<u>実施期間をあらかじめ設定</u> して実施
	特別実施		本体の保育事業の定員が充足するまで実施
一般型	在園児合同実施	本体の保育事業とは <u>別に定員を設けて実施</u>	在園児合同で実施
	専用室独立実施		専用室を設けて実施
	独立施設実施		保育所に併設されない施設で実施

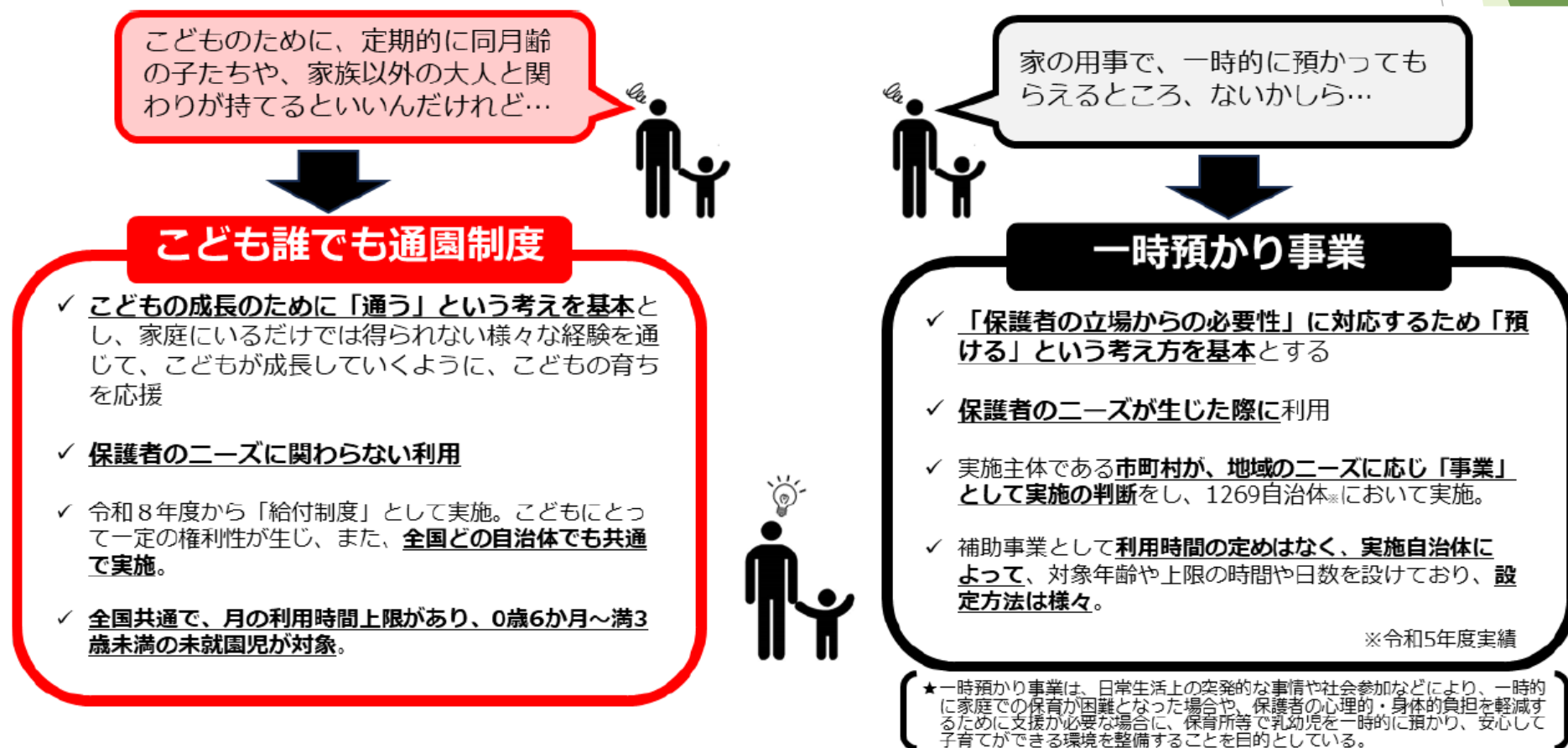
6 一時預かり事業との違い

◆ こども誰でも通園制度

… 一定の継続的な利用を対象として想定しており、主に子ども向けに育ちを支援する事業

◆ 一時預かり保育事業

… 保護者の疾病等による単発での利用を対象として想定しており、主に保護者向けに子育てを支援する事業



7 区立保育園における要支援家庭向けの定期的な預かり支援

- ▶ 未就園児のいる要支援家庭に向けた支援を目的として、すこやか福祉センターとの連携のもと、区内に在住する要支援家庭を対象とした児童の預かり及び保護者の相談支援を実施しています。
- ▶ なお、本事業においては利用児童の認定を不要としているなど、実施方法が一部こども誰でも通園制度と異なるため、国や都補助金の対象外です。

実施内容	0歳児の空き定員1名分を活用した、未就園児の定期的な預かり及び保護者の相談支援等 ※ 利用児童はすこやか福祉センターからの推薦をもとに選定する。 ※ 利用回数は週1～2回まで(利用曜日は原則固定)、定員は各1名とし、実施場所ごとに開設時期等を設定する。
対象児童	区内に在住する0歳児クラス相当の未就園児のうち、要支援家庭の児童 ※ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業に通園していない児童が対象。 ※ 要支援家庭とは、保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭を指す。
実施場所	区立保育園 4施設(弥生保育園、江原保育園、丸山保育園、野方保育園)
利用者負担	無料

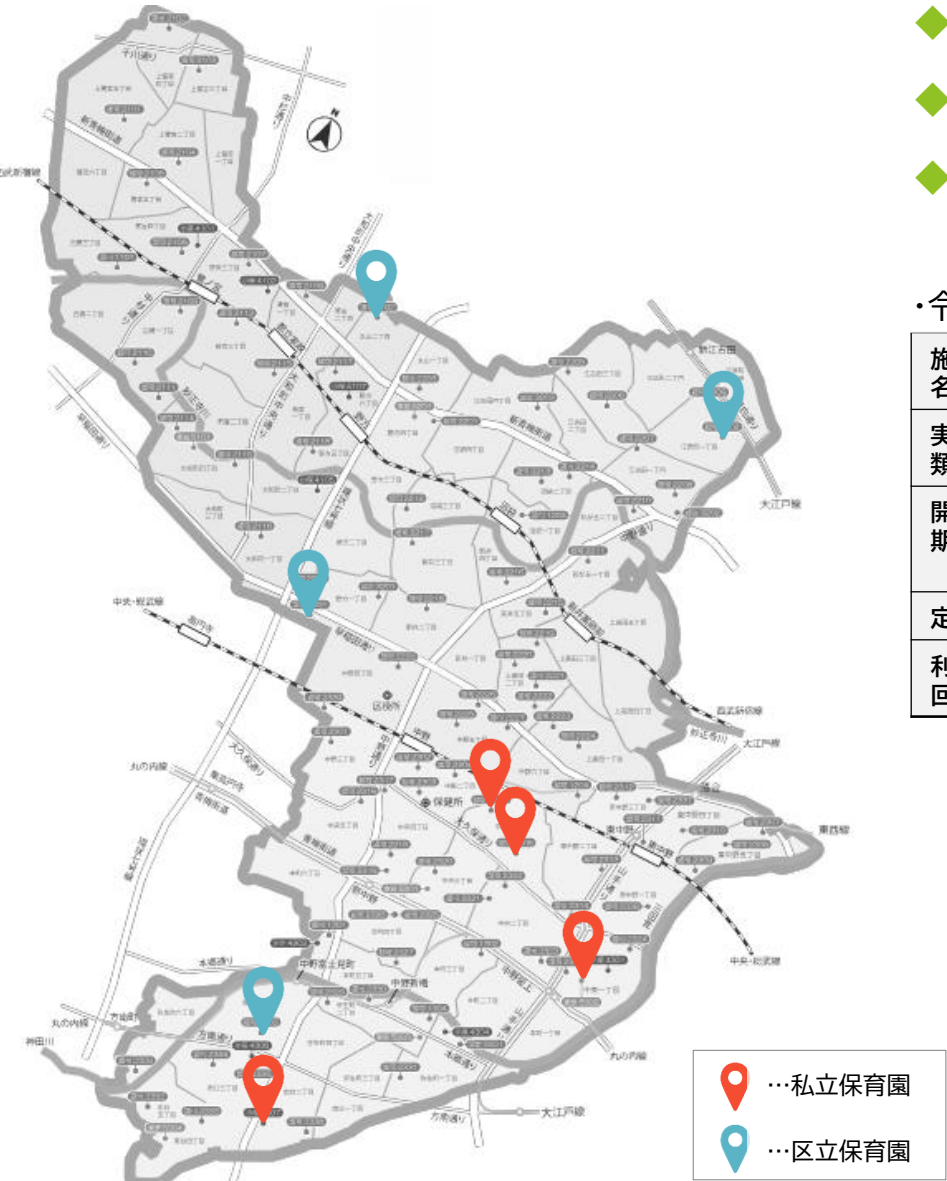
8 これまでの実績

・令和7年度実施一覧

- ◆ 令和5年度(未就園児の定期的な預かりモデル事業)…4園(うち区立2園)
- ◆ 令和6年度(試行的実施)…2園
- ◆ 令和7年度(試行的実施)…8園(うち区立4園)

・令和7年度実施施設一覧(私立のみ)

施設名称	宮園保育園	比留間恵美	マザーズハート南台園	アルテ子どもと木幼保育園
実施類型	余裕活用型・認可保育所	一般型・家庭的保育事業	余裕活用型・小規模保育事業	一般型・認定こども園
開設期間	令和7年9月～ 令和8年3月 午前9時～午後4時	令和7年10月～ 令和8年3月 午前9時～午後5時	令和7年10月～ 令和8年3月 午前9時～午後4時	令和7年12月～ 令和8年1月 午前9時半～午後3時半
定員	1歳児3名、2歳児3名	0歳児1名、1歳児1名	1歳児2名	1歳児1名、2歳児3名
利用回数	月6回 (1回7時間まで)	月20回 (1回4時間まで)	月11回 (1回7時間まで)	月6回 (1回6時間まで)



9 課題・方向性

課題

中野区独自の課題

- ▶ 本体の保育事業の空き定員が少なく、余裕活用が難しい。
 - ▶ 保育人材不足や施設規模の制約により、受入体制の確保が困難。
 - ▶ 区立保育園が少なく、区主導での展開が難しい。
-
- ▶ 通常の保育園児と比較して利用日が少なく、子どもの生活リズム等も異なることから、通常保育と並行して受入を行う場合、運営負担が大きくなる傾向がある。

方向性

- ▶ 本体の保育事業に空き定員が発生した際に、円滑に事業を実施できるよう、認可・確認等の受け入れ体制の整備を進める。
- ▶ 区内施設に対して、個別の状況把握や意向確認を行いながら、制度の周知及び理解促進を図る。